

ブラジル新会計基準（国際会計基準）



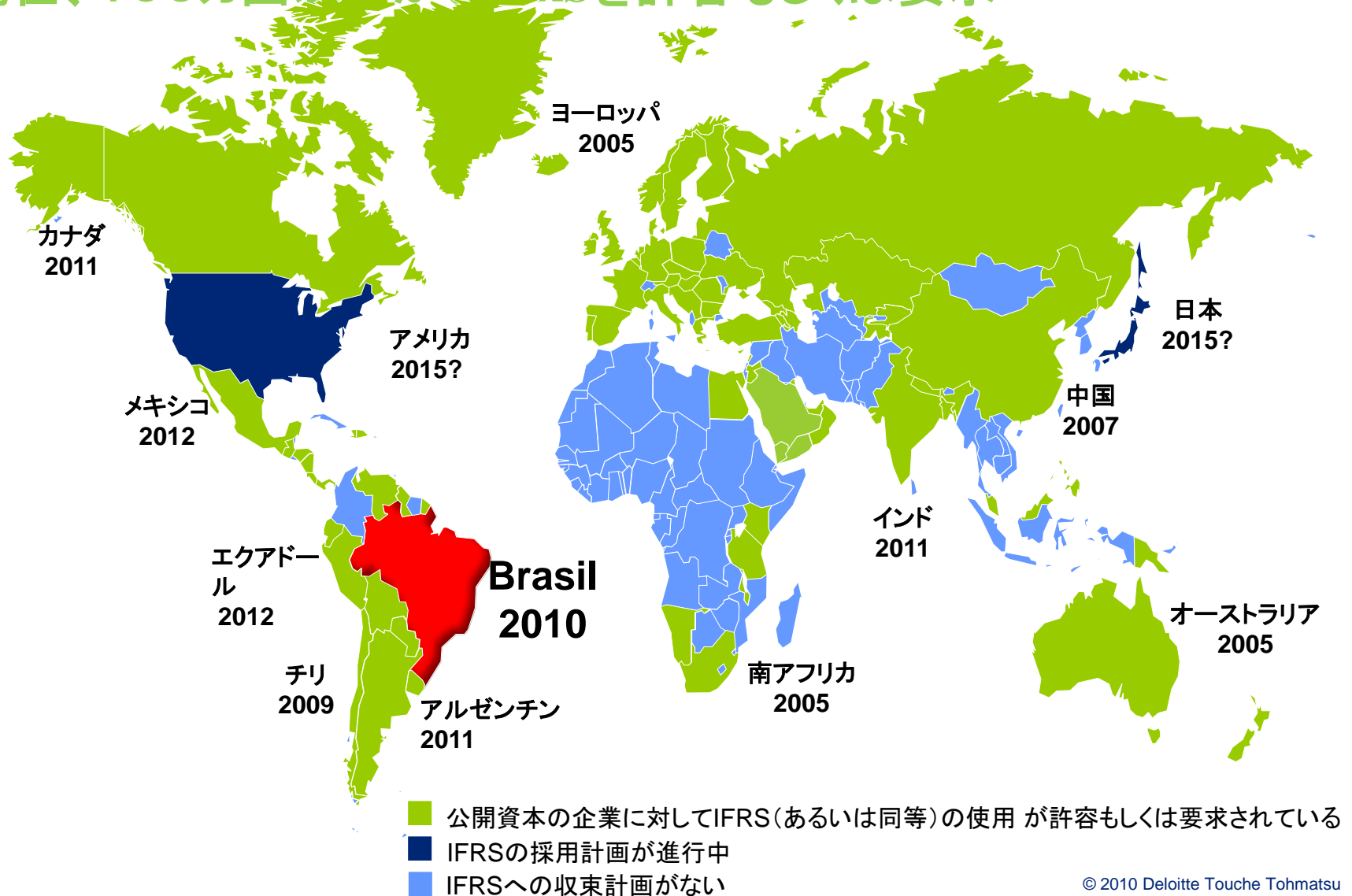
本日のセミナーで取り上げる項目/会計基準

1. IFRS導入の経緯
2. ブラジル新会計基準に対する疑問
3. 従来のブラジル会計基準と異なる規範/概念の中から
以下6項目につき解説
 - 3-1. 減損会計
 - 3-2. 無形資産
 - 3-3. 政府補助金
 - 3-4. 包括利益
 - 3-5. 固定資産
 - 3-6. 収益

1. IFRS 導入の経緯

1-1. IFRSへの世界的な動きか？

現在、100カ国以上が IFRSを許容もしくはは要求



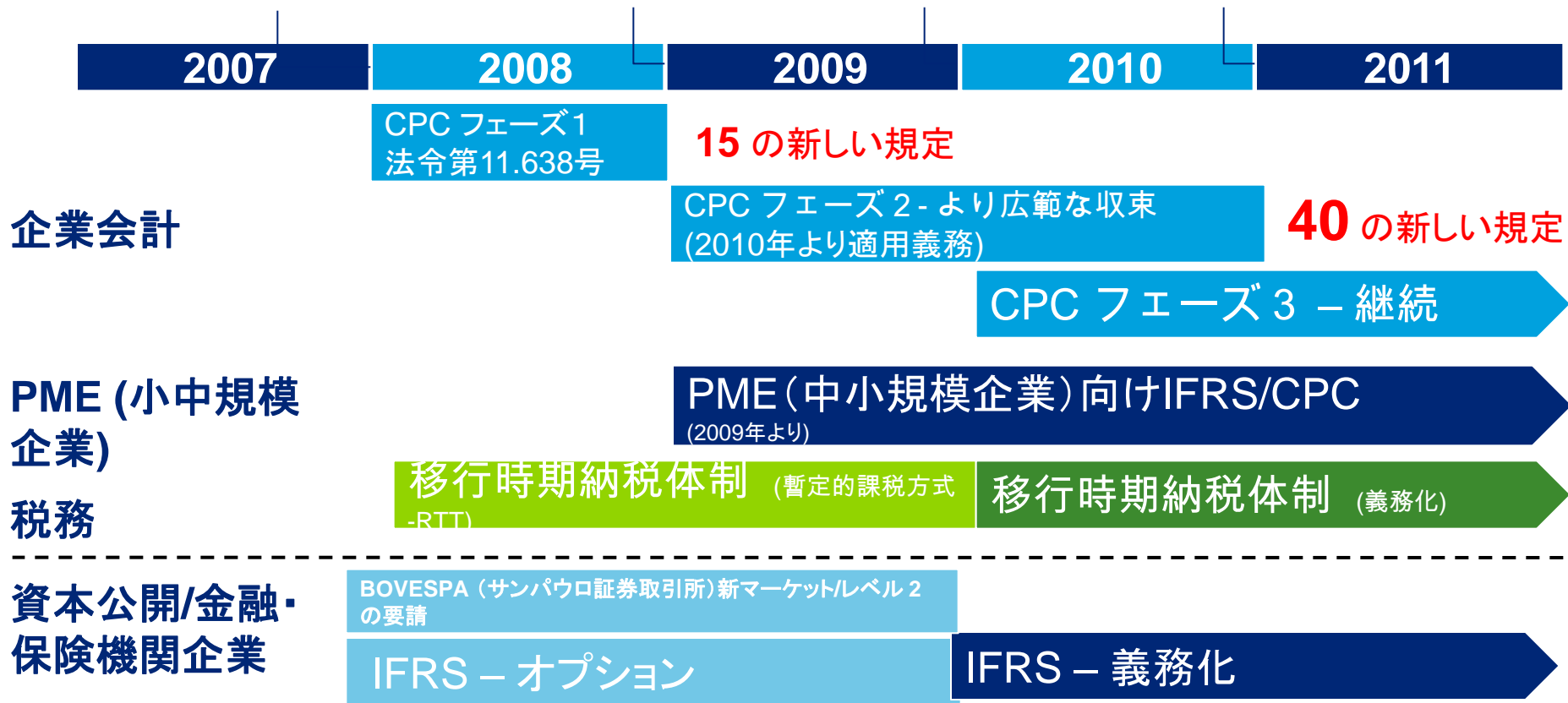
1-2. ブラジルにおけるIFRSへの収束

2007年12月: 法令第11.638号がBR GAAP/会社法に対するIFRSへの収束の道筋を制定

2009年1月1日: 公開資本/金融並びに保険機関の企業の過渡期開始日

2009年12月: PME(中小企業)に対するIFRS/CPCが小規模企業へのオプションとして採用される

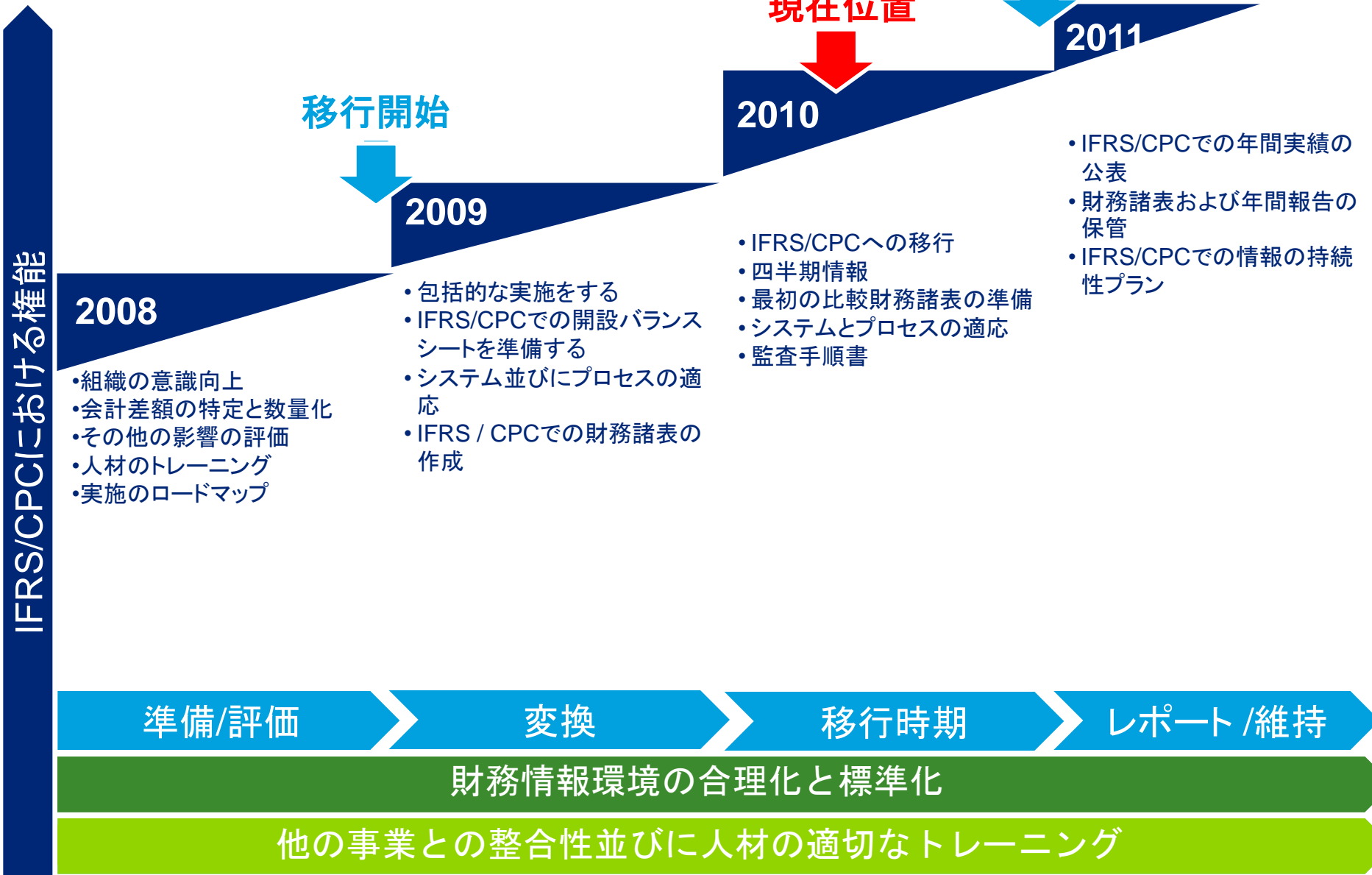
2010年12月31日: 公開資本/金融並びに保険機関企業に対するIFRS採用の期限期日



ブラジル会計規則はその大部分において、2010年末までにIFRSに整合され、殆ど全てのブラジル企業に影響及ぼす。

CPCとはCVM及びCFCの許可により有効となる。

1-3. IFRS/CPCの実施



1-4. CPC/IFRS – 一般的注釈

- 公正価値（財務手段、生物資産、ビジネスコンビネーション）の導入。
- 公正価値とは？（知識があり自発的な当事者間の独立第三者間取引において資産の交換または負債の決済が行われる金額をいい、いわゆる（時価）ですと書いてあります）。
- より高いレベルの開示、透明性、判断
CPCはIFRSとほぼ同じ基準に基づき公表されている。

1-5. ブラジル会計基準 (BR GAAP) (最近二年間に改訂された)

CPC フェーズ I (2008)

CPC フェーズ 2 – より広範な収束 (2009/2010)

	CPC	IFRS	記事	CPC	IFRS	記事	CPC	IFRS
			定款 – 補則			農産物	CPC 29	IAS 41
減損会計	CPC 01	IAS 36	企業結合	CPC 15	IFRS 3	収益	CPC 30	IAS 18
為替レートの変化の効果及び、会計書評への変換	CPC 02	IAS 21	棚卸資産	CPC 16	IAS 2	売却及び廃止した取引のため維持している非流動資産	CPC 31	IFRS 5
キャッシュフロー計算書	CPC 03	IAS 7	工事契約	CPC 17	IAS 11	法人所得税	CPC 32	IAS 12
無形資産	CPC 04	IAS 38	関連会社への投資	CPC 18	IAS 28	従業員への便益	CPC 33	IAS 19
関連当事者の開示	CPC 05	IAS 24	共同事業への投資	CPC 19	IAS 31	鉱物資源の探査と評価	CPC 34	IFRS 6
リース契約	CPC 06	IAS 17	借入費用	CPC 20	IAS 23	連結財務諸表	CPC 35/36	IAS 27
政府助成金及び補助	CPC 07	IAS 20	中間決算書	CPC 21	IAS 34	IFRSの初期採用 (2010)	CPC 37/43	IFRS 1
取引コスト並びに債権並びに有価証券発行掛金	CPC 08	IAS 39	事業セグメント情報	CPC 22	IFRS 8	金融商品 - フェーズ II	CPC 38/39/40	IAS 32/39 IFRS 7
付加価値計算書	CPC 09	N/A	会計方針、会計見積り変更、過誤訂正	CPC 23	IAS 8	一株当たり利益 (2010)	CPC 41	IAS 33
株式報酬	CPC 10	IFRS 2	後発事象	CPC 24	IAS 10	ハイパーインフレ経済における財務報告	CPC 42	IAS 29
保険契約	CPC 11	IFRS 4	偶発的準備金、負債、及び資産	CPC 25	IAS 37	PME – 小中規模企業	CPC-PME	IFRS-SME
現在価値への調整	CPC 12	N/A	財務諸表の表示	CPC 26	IAS 1	解釈 (12)	ICPC	IFRIC
法令第11.638/07号及び暫定政令第449/08号の初期採用	CPC 13	N/A	固定資産	CPC 27	IAS 16	オリエンテーション (1)	OCPC	N/A
金融商品 – フェーズ I	CPC 14	IAS 32/39	投資不動産	CPC 28	IAS 40	更新/修正 (2010 – CPC 2, 3, 16)	CPC XX	N/A

2. ブラジル新会計基準に対する疑問

1

- 国際会計基準による財務諸表作成は資本公開している株式会社や大規模有限責任会社のみで中小の有限責任会社は強制されない？

2

- 連結しない時は国際会計基準で作成しなくてよい？

3

- ブラジル新会計基準と国際会計基準は同じと考えてよいのか？(ブラジル会社法上、異なる部分あり、特に開示部分：連結と単体ベース)

3-1. 減損会計 CPC 01 – IAS 36 (Redução do valor recuperável de Ativos)

1

- 減損と減価償却とはどう異なるのか？
 - 減損の例（損失が発生している企業等）
 - SOX法に沿って減損テストのEvidenceが必要

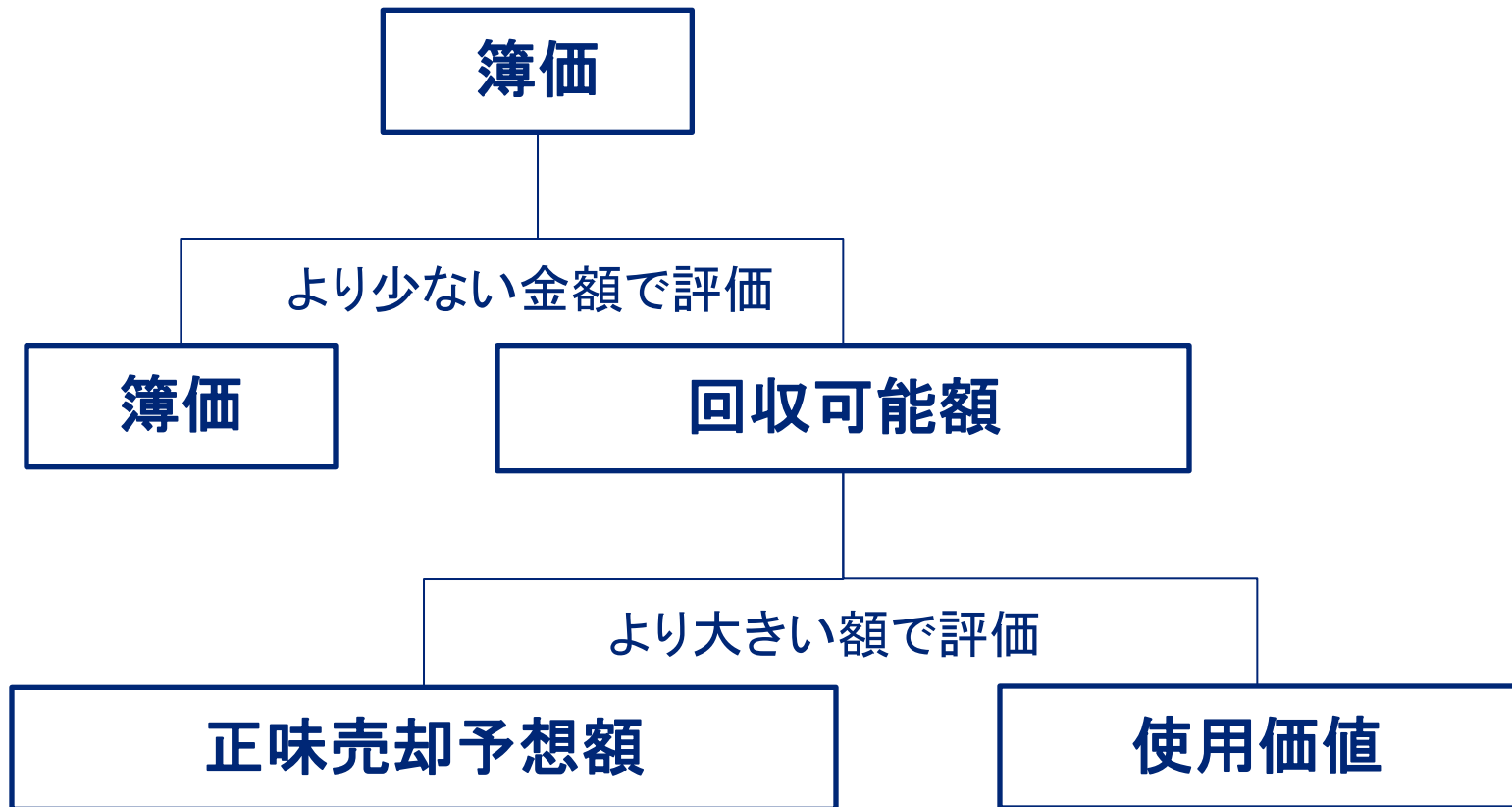
2

- 資産の使用価値が予想以下となった場合（内的な兆候）

3

- 外的変化による重大なネガティブな影響（外的な兆候）
 - CD DVDの衰退による製造機器の使用時間減（例）

3-1. 減損会計(続き)



注：減損処理される金額は当期損益で認識、IFRSは戻し入れ認めている、USGAAPは禁止。

3-2. 無形資産 CPC 04 – IAS 38 (Ativos Intangíveis)

1

旧ブラジル会計基準では株式会社法上の繰延資産 (Ativo Diferido)のみが存在(創業前費用の資産化等)。新会計基準は繰延資産が廃止され無形資産という概念が導入される

- ・ 識別可能な物質的実体のない非貨幣性資産
(例)
- ・ ソフトウェア(以前は有形固定資産)
- ・ 特許
- ・ フランチャイズ
- ・ クライアントリスト
- ・ 営業権など

3-2. 無形資産(続き)

- 1- 外部からの取得のケース
- 2- 内部創出による取得のケース

開発費 → 資産計上
研究費 → 費用計上

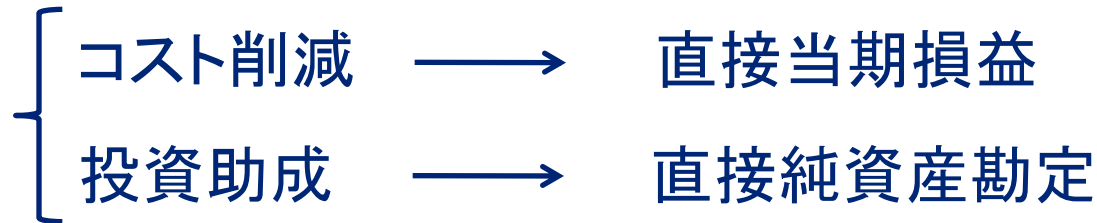
償却 → 耐用年数が確定している場合
減損テスト → 耐用年数が確定していない場合

3-3. 政府補助金 CPC 07 - IAS 20 (Subsídio e Assistência do Governo)

1

会計処理

・旧会計基準（税法基準）



- ・特に免税地域に関連する恩典(ICMS)等

2

・新会計基準

- 恩典や優遇措置による利益は損益、繰延収益で認識(土地のドネーション)
- 法的に恩典額を配当できない場合は損益計上後 資本準備金に振替え仕訳。

3-4. 包括利益 CPC 26 - IAS 01 (Lucro Abrangente)

包括利益とは？

- 簡単に言えば資産負債を公正価値評価した時の含み損益を事業活動を源泉とする損益と分けて表示
- 法律で認められる場合の資産再評価損益
- 年金積立額の過不足額
- 海外源泉取引から派生する為替換算差損益
- 売却可能金融資産の公正価値による評価損益
- キャッシュフローヘッジ会計から派生する損益の部分的評価損益
- その他

3-4. 包括利益(損益)計算書の例(続き)

包括損益計算書

	支配会社		連結ベース	
	2010	2009	2010	2009
当期純利益	100.000	80.000	100.500	80.600
その他の包括損益				
国外源泉収益為替換算損益	(1.500)	(500)	(1.500)	(500)
売却可能資産の公正価値評価 損益	50	30	50	30
合計	98.550	79.530	99.050	80.130
<u>内訳</u>				
支配株主分	98.550	79.530	98.550	79.530
少数株主分	-	-	500	600

3-5. 固定資産 CPC 27-IAS 16

1

- 取得原価
資産除去債務

解体、撤去費用(取得時に見積、購入価額に含めて償却)

2

- 減価償却
 { 残存価額
 経済的耐用年数
 償却方法

日本もブラジルも一般に法人税法の取り扱いに応じて耐用年数決定している。

3

- 資産再評価について(新会社法では禁じられ、ブラジルで過去には節税対策に適用)。
- 投資不動産 - IAS40号に応じて評価する必要あり、減損の認識要求される。

3-6. 収益認識 CPC 30 - IAS 18 (Receitas)

収益の源泉

定義：企業が、

- 相手に物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値を移転すること。
- 通常所有とみなされる程度の継続的な管理上の関与と有効な支配のいずれをも保持していないこと。
- 金額を信頼をもって測定できること。
- 取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと。
- 発生する原価を信頼性をもって測定できること。

3-6. 収益認識 CPC 30 - IAS 18 (続き) (Receitas)

1. 物品の販売
2. サービス提供
3. 利息、配当、ロイヤルティーなどの支払いを伴う 第三者による資産の使用
 - 日本企業の多くは出荷基準を採用している。
 - ブラジルも以前は同様であった。
 - 損益計算書から経常利益や特別利益という区分けは廃止。

3-6. 収益認識(続き)

ブラジルにおける注意点

1

- 税務上のインボイス発行 x 会計上の認識
 - 特にマナウスからの取引
 - 予算達成のため、年末月末売上高
 - 長期回収売上に対しては現在価値に割り引いて計上する。

2

- 役務提供 → 進行基準
- 進捗度に応じて収益認識する、取引の成果を確実に見積もることが出来ない場合には、費用の回収可能額のみ計上。

3

- 2010年6月公開草案公表 IAS 18の改正。

Deloitte.